

○丹羽委員

これから議論をしていただくというところで、総理という大変重い立場でございますので、私からこれ以上お聞きすることは差し控えたいたと思いますが、私が申し上げたいことは、いわゆる消費税をどれだけ上げるかによって年金水準も変わってしまうんだ、こういう可能性が多分に将来出てくるんだ、もし仮に税方式にした場合。そのときに、要するに年金水準というものが非常に不安定なものになるんじゃないかということ税方式の問題で私は危惧しているんだということを申し上げたいんだ。

ということを申し上げたいんだ、こういうことございまして、これは大変重要な問題でございます。

それから、社会保障のいわゆる給付というのは、九十兆円を上回る規模になっておるわけでございますが、実は、御案内のように、その三分の二は保険料によって賄われているんですね。三分の二は保険料。そのうちのまた半分が事業主、こういうことになっておるわけでございます。これは、医療にしても、年金にしても、介護にしても、同じことでございます。

これをずっと調べてみますと、我が国の社会保障というのは、これは、いいか悪いか、その判断は別として、我が国の企業が、良質な労働力を確保したい、従業員の皆さん方が安心して働いていただきたい、こういうことで、病気のときやいわゆる老後の生活を支えて、企業の従業員のきずなを深めて、質の高い労働力を確保していく、こういうところからスタートしてきた長い間の経緯があるわけでございます。これが実は我が国の社会保障の出発点です。

これは話は違いますが、児童手当なんかも全くそうなんです。国が先に始めたわけでもない、地方が始めたわけでもない、いわゆる企業が始めた、それを後追いつたというのが事実なんです。

だからこれは、いいか悪いかは別として、どちらかという、我が国の企業が、いわゆる労働力、良質な環境の中で働いてもらうという中でスタートした、医療にしても年金にしても介護にしても同じだ、こういうことをあえて申し上げたいわけでございます。

そういうような歴史的な経緯といいますか事実を無視して、未納、未加入があるからといって、直ちにすべて消費税で賄うということは、私は、現在、企業が負担している保険料が事実上、今度は、企業の、いわゆる事業主が半分負担をしている部分が家計に回るわけですから、要するに家計につけかわるということになるわけございまして、これはかえって困難になるのではないかと。

こういう考え方につきまして、西川副大臣の考え方をお聞きしたいと思います。

○西川厚生労働副大臣

お答えさせていただきます。

今、日本の社会保障制度、保険料方式でやっております。その中で、確かに民間の会社というのが、日本の、特に経済成長の時期からずっと、社会の中での厚生、社員の厚生という、大変力を入れてきて、いわば社員の人生、生活を会社がかなりの部分を請け負ってきたという面があったと思います。

そういう中で考えますと、この税方式というのはいきなり公がどんと出てくるわけございまして、今先生がおっしゃったように、大変会社と社員のきずなというのでしょうか、そういうものを深める一つの役割も果たしていたと思うんですね。

今、会社に対しての、会社は株主のものだという考え方に動き出す中で、かなりそういう意識というのは変わってきてつつあります。私個人としては、やはり会社の半分は社員のものだという思いがありますけれども、そういう中での今回の税方式か保険料方式かという議論は、大変社会の変化と大きく連動しているような気がいたします。

<次ページに続く>

そういう中で考えますと、この税方式というのはいきなり公がどんと出てくるわけでごさいます、今先生がおっしゃったように、大変会社と社員のきずなというのでしょうか、そういうものを深める一つの役割も果たしていたと思うんですね。

今、会社に対しての、会社は株主のものだという考え方に動き出す中で、かなりそういう意識というのは変わってきてつあります。私人としては、やはり会社の半分は社員のものだという思いがありますけれども、そういう中での今回の税方式か保険料方式かという議論は、大変社会の変化と大きく連動しているような気がいたします。

そういう中で、やはり三分の二の半分会社が負担していたという現実があるわけでごさいます、そういう中で、仮に基礎年金部分を税方式にしたということだけでも、実は、十八年度で三・八兆円、これが大きく会社の負担から家計の負担に変わるわけでごさいますから、一つの考え方そのものが変わってくるのだと思います。

今、現に社会保障給付費が十七年度で八十七・九兆円ありますけれども、そのうち、保険料収入が六五%、五十四・七兆円です。そのうちの企業の負担、拠出が二十六・三兆円となっております。

以上でごさいます。

○丹羽委員

先ほどから私が申し上げておりますように、税方式を採用すべきだという主張の最大の理由は、どちらかという、いろいろ同僚議員にも聞きましても、いわゆる未納、未加入問題というものが解消しないからだ、こういうことなようでごさいます。この未納、未加入問題、大変重要な問題でごさいます、これは何とかしなければならぬ問題であるということは十分承知しておるわけでごさいます。

問題は、私は先ほどから申し上げておりますように、いわゆる給付のあり方から、だれが負担をするかという負担の主体まで、制度の根本を変えてしまう税方式をというの、私は、十分に慎重に議論をしていかなければならないことですし、余りにもこの問題が最近、ムード的とは言いませんけれども、短絡的にちょっと議論されているのではないか、こういうような私なりの感想を持っておるわけでごさいます。

これにつきまして、先ほど厚生労働大臣のお考えをお聞きしましたけれども、改めてもう一回お聞きしたいと思ひます。

○舛添厚生労働大臣

まず、自立自助、それから共助、公助、この哲学に必ずしも適合しない。それから、先ほど委員がおっしゃった生活保護との絡みをどう考えるのかということがごさいます。それから財源の問題があります。仮に税方式にした場合に移行措置をどうするのかということ、それまで年金の掛金を払ってきた方、その方とそうでない方の公平の問題。それから、それでは未納、未加入だった方をどうするのか。六十五年間ほっておくのか。そうすると六十五年以降にかかる、極論で言えば、そういうさまざまな問題をきちんと議論すべきだというふうに考えております。

○丹羽委員

仮に、全額税方式に移行するといたしましても、これまで保険料を払った人と保険料を払っていなかった人、これをどう扱うかという大変大きな問題がここで残されるわけでごさいます。

<次ページに続く>

税方式論者の中には、税を財源とする現行水準、つまり六万六千円の年金に上乘せして、これまでの保険料を払った期間に応じた年金を出すとか、あるいは、これまで保険料を払わなかった期間に応じて、税を財源とする現行水準六万六千円から少しずつ一定額を減額するとか、いろいろな案が乱れ飛んでおるわけでございますけれども、いとも簡単におっしゃいますけれども、果たして、私はそんなに簡単な問題ではないんだろう。

私が申し上げたいのは、どちらの方式をとるにいたしましても、現行制度の加入というものが、期間が四十年間でございます。平均的な年金の受給期間が二十年程度。ですから、こう考えてみましても、完全に移行するためには半世紀以上にわたっていわゆる移行の期間が必要となってくる、大変これは重要な問題ではないか、こう思っておるような次第であります。

その間は、既に保険料を払った年金の受給者が、さらに年金給付のための消費税を負担させられる、いわゆる二重負担なんです。保険料を払ってきた人がもう一回消費税を払う、こういう問題。それから、現役時代に保険料を払わずに無年金になった高齢者が、亡くなるまで年金をもらえないのに、年金給付のための消費税は払い続ける、こういう問題が起きてくるわけでございます。

こういったことに対する不満をずっと抱えながら、この移行期間というものを過ぎなければならぬ、これは当然のことではありますが、私は、政治に携わる者として、現実問題として、こうした状態が混乱もなく半世紀以上も続けられるかどうか、このことを大変危惧しているんです。

私はこれまで、今後半世紀以上も年金の論議だけに終始してしまっていれば、これもまた深刻になってくるだろう。今、舛添大臣からお話がありましたような医療であるとかあるいは介護であるとか、こういう社会保障という問題もすっ飛んでしまうんじゃないか、こういう危惧すらしておるわけでございますが、厚生大臣の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○舛添厚生労働大臣

委員御指摘の、今、仮に制度移行時に、二十の方は八十五まで生きるとすると六十五年間、これだけ移行に時間を費やすのかという問題があります。だから、やはり新しい制度に移行するときに、これは暫定措置とか激変緩和措置では済みません、六十五年ということとは。

それからもう一つ、仮に、私が六十五歳になる、年金受給資格が出る、こつこつ毎月きちんと払ってきた、しかしきょうから制度が変わって、私は、平均寿命でいうと、六十五だと二十年間生きますから、二十年間、自分がもらう年金のために過去一月の未納もなく払ってきたのに、また払えというのか、消費税をと。これは高齢者の間でいさかいが起きますよ。そうすると、丹羽さん、あなた払っていないね、だから消費税出しなさい、消費税一五にしました、五分は要らない、必要です、一〇%分はあなた払いなさい、そういうことができるか。大変な問題だ、事実上不可能だと思えます。

○丹羽委員

国民生活に影響のある、まさに負担の問題でありますから、私がここで申し上げたいのは、白地に絵をかくようにはならないんだ、このことをあえて国民の皆さん方によく御理解をいただきたい。その点を、お互いに議論を深めながら乗り越えていかなければならないんだということを、私はここで強調しておきたいと思っております。

<次ページに続く>

未納、未加入問題、大変大きな問題であることは言うまでもありません。年金全体の加入者七千万人のうち、実に三百万人の問題でもあるわけですが、厚生年金に加入しているサラリーマンについては、所得の多寡、多い少ないにかかわらず、比例した保険料が給料から天引きされているんですね。要するに、高い人がその分だけ高く引かれている、保険料が取られている。自営業者や厚生年金の適用を受けていないパートの方々の方が本来加入すべき国民年金、これに生ずる問題でも実はあるわけですが。

国民年金の保険料は定額で、現在一万四千百円でございます。四十年間保険料を納め続けて受け取ることができる年金額が、定額で、現在水準で六万六千円でございます。これは、まあいわば長期保険の宿命とも言えるかもしれませんが、実際問題として、低所得者であるとかあるいはパートの方々にとっては年金としてちょっと魅力に欠けるのではないかと、このような御指摘もあるわけですが、これにつきまして、西川厚生労働副大臣に、どういうメリットがあるのか、この点を明らかにしていただきたいと思っております。

○西川厚生労働副大臣

お答えさせていただきます。

魅力と言われると大変厳しいお話かなとも思いますが、今回、二十一年度までに税負担が二分の一になるという、一応法律で明記されております。

そういう中で、今、保険料方式は、考え方として、賦課方式と、少し積立方式ということも入っていると思うんですね。そういう中では、あらゆる民間の年金よりも、半分利子がついてくるんですよという考え方でもできると思いますので、そういう意味では大変お得ですよ、そういうことがあると思います。それと、税金が入っているわけですから、当然、絶対安心です、国が最低保障します、そういうことになるかと思っております。

それと、今、未納、未加入の問題、これに対しましてさまざまな工夫を凝らしております、一つは、払いやすくするということで、振替口座の利用とか、コンビニエンスストアで払い込める、あるいは、若年者猶予ということ、不正免除の問題がありましたけれども、正当な学生の間とか、そういう間には、きちんと説明責任を果たして猶予制度を導入する。そういうことで、平成十四年度のときに六二・八%でありました納付率が、今は六六・三%までふえております。目標値としては、十八年度目標七四・五%で、まだやや開いておりますが、精いっぱい努力していきたいところでございます。

○丹羽委員

それでは厚生労働大臣にお聞きしますが、本来、国民年金の対象である農家や自営業者に比べまして、厚生年金の適用が望ましいと考えられますパートなど非正規雇用の方々に未納者が多いのではないかと考えられますが、実態がどうなっているのかということについて、まず第一点。

そうだとすれば、私は、一日も早くこの被用者年金一元化法案を成立させるとともに、これは要するに、年金一元化法案に、パート労働者、現在三十時間というのを今度二十時間に引き下げることが含まれておるわけですが、あえて申し上げるわけですが、法案を成立させて、これを突破口として、さらにパート労働者など非正規雇用の方々の厚生年金の適用を拡大させることによって国民年金の未納、未加入を減らしていくことができる、現実的にそういう観点に立って考えているので、御見解をお伺いしたいと思っております。

<次ページに続く>

私は、本来、賃金が支払われるべきときには、厚生年金といいますか、社会保障そのものが不可分でなければならない、こういう考え方に立つものでございます。そうはいつても、中には就業時間が極めて短く、厚生年金が適用されない人もいるだろうと思います。そのような方の中には免除対象者も私は少なくないと思いますけれども、せめて、所得税や住民税に取られているのと同様に、企業が、ここが大切なことなんです、企業が国民年金の保険料を代行して給料から天引きをして徴収機関に納付するというのも検討してしかるべきではないか。厚生年金も、実はサラリーマンの方はみんなそうなんです、あらかじめ天引きされるということがこれだけの高い収納率につながっておるわけでございますので、それでみんな加入しているということがありますので、その程度の親切さというものを企業に求めても、この未納、未加入問題の解決のために大変重要なことではないか、こう考えます。これにつきまして厚生労働大臣のお考えをお聞きます。

○舛添厚生労働大臣

まず、データでございますけれども、いわゆる一号期間滞納者について言いますと、自営業者が二三・〇%、家族従業者が一・三%、今御指摘の臨時、パート、これが二九・五%と、極めて高い数字になっております。

今、委員おっしゃったように、やはり稼いだ給料というか得たものから自動的に社会保障の給付費は出すんだ、そのための、天引きであれ何であれ、仕組みについて企業が協力するというのは、企業の社会的責任から考えても、私は十分検討していいことだろうというふうに思います。

それから、去年の通常国会で提出した被用者保険の一元化法案ですけれども、これがうまくいけば今の問題も片づくわけですし、今委員おっしゃったように、パートについても適用するというのを方針として拡大しただけで比率は上がってきておりますので、ぜひこの被用者年金一元化ということについて、一日も早く法律の制定をお願いしたいと思います。

○丹羽委員

企業の協力も得まして、国民年金も代行していただく、こういうことを進めていきますと、あとは国民年金は、まさにみずから事業を営む、本来の意味でのいわゆる自営業者しか残らなくなってくるわけでございます。非正規雇用の方々に対しても、保険料の未納がなくなってくるわけでございますし、雇用労働者にふさわしい年金を給付することができるようになる、こういうことでございます。

私がここで申し上げたいことは、何も未納者が多いからすぐに税方式にするんだという考え方ではなくて、税方式にしなくても問題は解決できるんだと。これまでどちらかという、先ほど西川副大臣からありましたが、PRだとかコンビニとかいろいろありますけれども、こういったようないわゆる国民年金の納め方そのものも検討していく、そういうことによって未納、未加入問題というものが大きく解決に近づくのではないかと、私はこう考えておりますが、改めて厚生労働大臣のお考えをお聞きます。

○舛添厚生労働大臣

今委員おっしゃったように、未納、未加入問題の解決策は税方式しかないということではないと思います。きめの細かい対策をやる、そのためにもぜひ被用者年金の一元化をやっていたいただきたいということとともに、さまざまなきめの細かい対応が必要だろう、そういうふうに思っております。

<次ページに続く>

○丹羽委員

恐縮でございますが、総理はどうお考えでいらっしゃいますか。

要するに、国民年金のパートの方々に対して企業があらかじめ徴収して納めるという考え方についてどう思いますか。

○福田内閣総理大臣

私も、今厚生労働大臣が答弁されたと同じ考えでございまして、税方式に頼らなくてもきちんと徴収する仕組みというものはできるといふふうに思います。

○福島委員

最後に私の意見のまとめですが、税方式への転換、先ほど丹羽先生からもいろいろとありましたけれども、いろいろな問題があることは事実であります。巨額の財源をどうするのか、移行期の問題をどうするのか、移行期の組み方によっては、こうした無年金、低年金の問題というのは十分解消しないということにもなります。そしてまた、みずから納めた保険料について、その貢献をどう評価してくれるんだ、もう少し上乘せの年金が欲しい、こういう意見も当然私は生まれてくると思います。

何よりも、制度を大きく変えるということは、大変な事業であります。むしろ私は、高齢者の所得保障という、年金が何をしなければならぬのか、こういうところに着目して、今の年金制度の足らざる部分を真正面から見据えて、どう制度改革するんだ、こういう議論をする方がより現実的ではないかというふうに思っております。

現実的には二つあると思います。一つは、被用者年金を拡大する。ただこれは、今まで拡大していなかったもので、これからそれがきいてくるには相当時間がかかりますけれども、被用者年金の拡大。現在、政府が法案を出されておりますけれども、その成立をぜひとも図るべきであるというふうに思っております。

一方で、これは新しい制度として、低年金や無年金者の方々への所得保障を充実させる方法を考えるべきだ。補足年金という制度、私どもは加算年金ということ、本年はいろいろと、いろいろな場で主張してきましたけれども、そういう制度について考えるべきではないか。そしてまた、これから発生する人を少しでも減らすためには、受給資格期間を短くすべきではないか、そしてまた追納の拡大をすべきではないか、こういった対応をすべきではないかと思っております。

税方式か社会保険方式かということでもさまざまな議論がありますけれども、やはり、原点に戻って、高齢者の方々の所得を安定させて、安心して生活していただく、これに対してどういう答えを出すのか、こういうことで、私は、社会保障国民会議でもしっかりと御議論していただきたい、そのように思っております。

社会保障国民会議では年金の問題も当然大きなテーマになるわけですが、総理のこれからの取り組みについての御決意をお聞きしたいと思います。

○福田内閣総理大臣

年金制度については、御指摘のとおり、若い世代の雇用の問題等とあわせまして、生涯を通じた所得の確保という観点からの検討が必要と考えておまして、社会保障国民会議に設置した三つの分科会の一つのテーマとして、所得確保・保障を設定いたしております。

御指摘の低年金とか無年金の問題を含め、高齢者の所得保障の問題は、年金制度のみならず、社会保障全体にかかわる問題でありますので、幅広い視点から検討されるべきテーマと認識しております。

いずれにしても、年金制度は、国民の老後生活を支える柱であります。これを確実に信頼できるものとするのが、高齢者にとっても、また若い世代にとっても重要であります。社会保障国民会議における議論を通じて、少子高齢化時代の国民の立場に立った議論を行っていきたいと思っております。

また、この会議では、さまざまな分野の方からいろいろな意見をお聞きしたい、もちろん政治家からも話を聞きたい、また政党からも意見を出していただきたい、そのように思っているところでございます。

○林委員

その中の今、分科会でも議論が始まったということでございますけれども、厚労大臣には参議院の同僚として大変いつも御指導いただいているわけですが、大変なうんちくもお持ちでありますけれども、まさに年金制度、社会保険方式と税方式というのが今いろんな議論になって、分科会でも議論になっていると、こういうふうにお伺いしております。

自助と共助と公助と、このまさに違いがそこで出てくるわけでございますけれども、一方で急速に高齢化が進んでいくということと、もう一つは昔のようにインフレ気味ではないと、こういうような状況を考えた場合に、なかなか両方、デメリット、メリット、それから、我々、白地でつくるわけではございませんので、もし変えるとしたら変えていくことのコスト、いろんなことを考えなければならないと思いますが、厚労大臣、年金制度について、保険方式、税方式、それぞれどういうデメリット、メリットがあって、どういう議論を進めていかなければならないとお考えか、お伺いしたいと思います。

○舛添厚生労働大臣

今委員が御指摘のように、社会保障制度、とりわけ年金についても自助があり共助があり公助があると。ですから、やっぱり自らの拠出金でやるんだという自助の精神というのは、これは保険料方式、これは非常に結構だ。そしてまた、共助、みんなで分かち合うんだと、それは健康保険も年金も同じだと思います。その側面がないといけません。そして、最後は、最後のラストリゾートというか最後のセーフティーネットとして公が入ってくる。

実は今、年金制度の仕組みで共助のところは、これは国民みんなが分かち合うということで財源の話にのみ焦点が行きがちですけど、実を言うと、地域コミュニティーが崩壊していることも含めて、n域コミュニティーをしたがって再生するというのも実は共助の一つであって、これは直接年金にかかわるわけじゃないですけど、介護とか医療とか教育とかいう面についてはやはりもう少し共助の側面を取り戻すということが、財源を急速に、要するにコストの面、財源面でのコストの面を急速に増やさないと社会保障を確立される一つの道であろうかというように思っています。

そして、今御質問の点に少しは答えいたしましたけれども、やはり介護保険入れるときもそうでしたけど、全部税方式でやるときに何か恩恵的に上から与えられた、しかし保険方式というのは自分は拠出しているんですよと、権利という側面が出てきて、権利と給付の関係がはっきりしてくると、これはあると思います。

一方で、税方式というのは、これは未納とか未加入問題について、税ですからこういう問題も起こらない。それから、第三号被保険者の問題についても、これも一定の解決が見られる。それから、税ですから、非常に行政システムをスリム化することはできるんじゃないかと。まあいろんなメリットもありますけど、ただ問題は、私が先ほど申し上げましたように、自立自助という精神はやはり残していかないといけないだろうと。そのときに、税方式でそれが本当になくならないであろうかと。

<次ページに続く>

それから、例えば二十兆円というお金が必要だとすると、仮に二十五兆だとすると、消費税に直すと一〇%ですから、この負担をどういうふうにやっていくのか。じゃ年金だけ税にして、私先ほど申し上げました介護保険、医療保険、半分税、半分自らの保険料と、これとの兼ね合いをどうするのか。年金をそうするなら健康保険、介護保険もそうするという議論があっただろうと。そうしますと、やはり消費税だけベースでいうと、これはEU諸国は最低一五%ないとEUに入れませんが、消費税については。日本もそれ並みにしないと追い付かないという、スウェーデンなどの北欧に至っては二五%です。そこまでの負担をやって、この保険方式を放棄して税方式に変えることができるのだろうか。

それから、生活保護との関係をどうするか。今でもよく言われるのは、いや生活保護の方がいい、もう年金の掛金なんて払うぐらいなら生活保護の方がいいと、こういうことになったとき、税方式でいったときこの二つの関連をどうするか。

それから、特に今受給している方々、これは、今までこつこつ払ってきた、はい今日から消費税でやりますよと。私は今まで払ってきた、その上に今、年金もらっているのに、何、その上にまた追加の消費税取られるのかよと、こういうことに対してきちんと議論ができるかどうかというような様々な問題もありますけれども、私は、民主党の出した案が一〇〇%全く間違いでというようなことではなくて、あれはあれで非常にすばらしい要素を含んでいると私は思っております。そして、私たちの案についてもきちんと、メリット、デメリットがある、そういうことをきちんと議論して、そしてその中間的な案についてもいろんな方々が、まさにこの前の社会保障会議においても例えば官房長官をお務めになった塩川先生なんかもお出しになっている、こういう案をすべて俎上に上げて、そして謙虚に国民の目線で検討するということが必要だと思いますので、そのための社会保障国民会議だと思いますから、まさに党派を超えて、国民にとってどういう年金制度が一番いいのか、こういうことを審議をする、まさに参議院というのはそういうために存在していると思っております。

○浮島委員

まず初めに、高齢期における所得保障の在り方についてお伺いをさせていただきます。

現在、高齢者世帯の収入の六九・六%が年金、恩給でございます。年金が高齢期の所得保障の中核であることは間違いございません。この年金がどれだけ給付をされているのか、詳細は省かせていただきますが、二百万円未満が約五割、特に一割の世帯では年金額が年間五十万円未満という状況でございます。また、生活保護世帯の約四割が高齢者世帯ということでございます。このような高齢者の所得状況を考えますと、高齢者の生活実態を踏まえて、社会保障の負担の在り方や年金の給付水準の設定の仕方など、高齢期における所得保障の在り方について総合的に考える必要があるのではないかと私は考えております。

総理は一月に、先ほどもちょっとお話がございました社会保障に関する国民会議を設けられ、総合的な検討を開始されたというところでございますけれども、この高齢期の所得保障の在り方について、そしてその中で年金が果たす役割について総理の御見解をお伺いさせていただきますと思います。

○福田内閣総理大臣

御指摘のとおり、年金は高齢化社会においてとても大事な制度だというように思います。約七割が、高齢者世帯の収入の約七割ですね、公的年金が占めているというようなことから考えましても、これはもう老後生活を支える本当に大黒柱というようなそういう立場の役割を果たしていると思います。したがって、公的年金制度を今後とも確実に信頼できるものにするということが必要でございますが、高齢期の安心した生活を支える医療、福祉などのサービスを適切に保障していくということも必要であります。

さらに、高齢者の雇用の機会を拡大するというのも、これも必要でございますけれども、長い目で見れば、若い世代の雇用をしっかりと確保していくということも、これも大事なことです。それが高齢期の生活の安心につながるということにもなるわけでありまして、したがって、高齢者の所得保障の在り方については雇用政策を含めた議論が必要であります。

社会保障国民会議におきましては、生涯を通じた所得の確保という観点から検討するために三つの分科会つくりまして、その一つのテーマとして所得確保・保障というそういうテーマを設定しまして議論をいただいております。そういうような議論の場を通じまして、国民に分かりやすく信頼が得られるような議論を進めてまいりたいと考えております。